

文教委員会行政視察概要

1 視察月日 令和8年5月13日（水）～5月14日（木）

2 視察先及び視察事項

・京都市

日時 5月13日（水）

視察事項 （1）学びの多様化学校（京都市立洛風中学校）について

・草津市

日時 5月14日（木）

視察事項 （2）草津市フリースクール利用児童生徒支援補助金事業について

3 視察委員

（委員長）小堀祥子（副委員長）菅谷英彦（委員）松原成文、浅野文直、
岩隈千尋、押本吉司、嶋田和明、河野ゆかり、工藤礼子、高戸友子、月本琢也

4 視察概要

（1）学びの多様化学校（京都市立洛風中学校）について

説明者：京都市立洛風中学校 校長

京都市教育委員会事務局 生徒指導課 担当課長

ア 京都市の教育理念及び不登校の現状

京都市では、国に先駆けて地域主体による学区制公立学校を設置したほか、全国に先駆けて学校運営協議会制度（コミュニティスクール）を導入するなど、「地域の子どもは地域で育てる」との理念が歴史的に根付いている地域であり、地域と学校の連携を重視した教育行政を展開している。

現在、京都市内は公立小中学校併せて約220校、生徒数は約7万8,000人であり、少子化の影響等もあり、年々減少している。一方で、不登校児童生徒数は小学校で1,484人、中学校で1,824人の合計3,308人であり、10年連続で増加している。特に近年では、小学校段階における不登校の増加が顕著であり、従来の対応では解決が困難であることから、個々の状況に応じた多様な支援の必要性が高まっている。

イ 学校の概要

洛風中学校は、不登校状態にある生徒を対象とした「学びの多様化学校」として平成16年に開校し、現在に至るまで京都市における不登校支援の中核的役割を担っている。在籍生徒数は年度により変動するものの、約50名規模で推移し

ており、市内全域から通学可能となっている。また、特徴として、入学決定前に複数回の体験入学の機会を設け、生徒本人への入学意思確認を重視するとともに、元の学校への復帰の可能性も確保した制度設計となっている。

また、登校時間は一般中学校と比較して遅い時間帯に設定しており、通学時の心理的負担軽減に配慮している。

ウ 学校の特徴と教育内容

クラスは「ウイング」と呼ばれる縦割りグループで、1年生から3年生までの生徒が混在し、構成される。一方、授業は学年別で実施することから、学校生活において、二つの集団を行き来する仕組みとなっており、これにより、競争や比較の場と安心できる居場所の双方を確保し、生徒の自己理解や人間関係形成を促進することを目的としている。

授業時間は年間770時間と、一般の中学校の1,015時間より少なく設定されている。また、理科と社会を統合した「科学」及び実技教科を統合した「創造工房」等の独自の科目設定を行っているほか、授業への出席は生徒の意思に委ねており、授業に参加しない場合であっても、図書室やリラックスルーム等で過ごすことを認めており、学校に来ること自体を重視した運営としている。

エ 教職員体制

教員は京都市の他の中学校と同じ枠内での人事配置であり、配属に際して特別な資格を必須としていない。一方で、スクールカウンセラーを毎日配置するほか、スクールソーシャルワーカーが週に複数日来校する等、学びの多様化学校としての支援体制を確保している。また、他の中学校と同様の人事配置としている理由として、洛風中学校での勤務経験を積んだ職員が他校に配属されることにより、市域全体としての不登校児童に対する対応力の向上を図ることを目的としており、平成16年の開校以来、一貫して実施している。

※主な質疑内容等

（委員）授業時間が標準より少ない理由について

（説明者）不登校を経験した生徒にとって、まずは学校に来ること自体の負担が大きいことを踏まえ、無理のない教育課程を設定している。しかし、生徒によって学習状況や登校頻度が大きく異なるため、授業時数を確保することが難しい実態もあることや、授業時数の少なさによる、学習内容の網羅や評価の在り方などの面で課題を認識しており、今後の検討事項である。

（委員）体験入学の機会を設けた理由について

（説明者）体験入学を経て元の学校に戻る生徒が毎年度存在しており、新年度に元の学校へ戻る可能性を確保するためである。

（委員） P T Aの運営状況について

（説明者） P T Aは通常の学校と同様に運営されているが、参加する保護者自身が過去に不登校傾向であった場合もあり、運営に課題があるのが実情である。

（委員） 教育方針及び卒業後の社会的自立に向けた支援について

（説明者） 学力の養成よりも人間関係を築く力や困難に直面した際に相談する力を重視している。また、卒業時には支援機関を紹介し、必要に応じて教員が同行する等の対応を行っている。

（委員） 今年度の入学希望者数及び今後の不登校児童生徒数の見通しについて

（説明者） 今年度については、洛風中学校には57名の入学希望があり、年々増加する傾向である。また、不登校児童数の見込みとしては、今後も増加することを想定している。

（委員） 学力評価の方法及び全国学力調査の扱いについて

（説明者） 学力評価については、通知表は記述式にて評価点を記載し、内申書は5段階評価にて実施している。また、全国学力調査には中学3年生の生徒が参加しているものの、学校としては結果について重要視していない。

（委員） 給食の実施状況について

（説明者） 給食は実施しておらず、各生徒が弁当の持参又は配食サービス等の利用を行っている。



(2) フリースクール利用児童生徒支援補助金事業について

説明者：草津市教育委員会事務局児童生徒支援課 課長

ア 草津市の不登校の現状及び支援体制

草津市の児童生徒数は約1万2千人であり、不登校児童生徒数は近隣他都市と同様に増加傾向にある。

不登校支援に関しては、魅力ある学校づくりを通じた未然防止、ICT技術を活用した早期発見並びに早期支援及び多様な学びの場の確保の三層構造で施策を展開している。具体的な取組には、全小中学校への登校支援室の設置、教育支援センターの複数設置により、学校外の居場所を整備している。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、専門職による支援体制の強化を図っている。

イ フリースクール利用児童生徒支援補助金事業の概要

事業は令和3年9月より開始し、不登校児童がフリースクール等に通所する際の授業料を補助している。対象は市内在住の小中学生かつ、年間で概ね30日以上欠席している児童生徒等とし、フリースクールへ週1回以上の頻度で通所している者を原則とするが、児童それぞれの実態に応じ、柔軟に運用している。また、申請者数については、年々増加しており、令和7年度には39名の申請があった。

補助額については月額上限4万円とした上で、生活保護世帯については全額補助、就学援助世帯については4分の3、その他世帯については2分の1の補助率を設定している。また、補助対象を保護者とすることで、公金を公の支配に属さない各種団体へ支出することを禁じた憲法第89条に考慮した制度設計とした点の特徴である。

フリースクールについては、市の認定制度を設けており、書面審査及び現地調査により、教育・心理・福祉の資格者配置及び相談支援体制等を確認している。令和7年度以降は、オンライン型フリースクールも認定対象に含めるなど、制度拡充を進めている。こうした取組により、認定施設数は増加傾向にあり、不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に寄与している。

ウ 事業の効果及び課題

本事業により、児童生徒についてはフリースクールを通じた社会的なつながりの回復、学習機会の確保及び自己肯定感の向上等の効果が生じていると市として認識している。また、保護者からは、経済的負担の軽減に加え、児童それぞれの不登校の実態に合わせて、各種相談に担当部署が応じている現状について、好意的な評価が多く寄せられている。

一方で、制度の周知不足、学校とフリースクール間の連携の質の向上、学習評価への反映の難しさに加え、卒業後の長期的な追跡や支援体制の確保について課

題があると認識している。

※主な質疑内容等

（委 員）補助制度の実施状況について

（説明者）事業開始当初は市単独で実施していたが、その後に県も同様の補助制度を創設し、市町村に対する補助制度を開始したため、現在は県の補助を一部活用しながら運用している。

（委 員）補助金の支給方法について

（説明者）3 か月ごとに利用実績について申請を受け、銀行振込により支給している。

（委 員）補助上限4万円の設定根拠について

（説明者）制度設計時に近隣のフリースクールの授業料水準を複数調査し、その平均費用を参考に設定した。

（委 員）本制度の創設に伴うフリースクールの選択に関する影響について

（説明者）現時点では、補助制度の有無を理由として利用するフリースクールを変更した事例は確認していない。児童生徒との相性や活動内容の違いを理由とした変更が多いと認識している。

（委 員）制度の周知方法について

（説明者）市として学校等を通じた周知を行っているほか、フリースクール側から保護者に制度を紹介する場合もあり、そこから申請に至るケースもある。

（委 員）認定フリースクールの要件について

（説明者）本市の認定要件を満たす場合は市内外の所在地を問わず認定しており、距離等の制限も設けていない。

（委 員）認定フリースクールが認定取消に至った事例の有無及び監査体制について

（説明者）これまでに取消に至った事例はない。また、認定フリースクールに対する定期監査制度はないが、意見交換や情報共有により状況を把握している。

（委 員）フリースクールでの活動の評価について

（説明者）観点別評価への反映は難しいが、通知表の所見欄でフリースクールにおける活動内容を評価する取組を行っている。

（委 員）卒業後の支援体制について

（説明者）教育及び福祉の関係機関による連携会議を実施しており、卒業後の児童生徒に対しても切れ目なく支援している。

